意見

「手話言語条例」は、聴覚障がい者の手話言語のコミュニケーション条例ですが、目が悪い方の聴覚障がい者も含めて、また、円滑に意思を伝え合える(コミュニケーションできる)社会にするための「意思疎通手段利用促進条例」のような条例を制定してほしい。

全国で「手話言語条例」が次々に成立しています。耳や目の不自由な人が社会参加できなくならないように、コミュニケーションをとれるようにしてほしい。手話だけではなく、点字や盲導犬、音訳、代続、触手話、要約筆記への理解の促進と普及を図る条例を制定してほしい。

設置手話通訳者が、働きやすい環境、待遇(賞与、肩書き)などを整えてほしい。窓口に行っても手話通訳者が不在なのは、非常に困ります。そのようなことに配慮した「障害者差別解消法」で、障がい者の権利を守ることが注目されています。聴覚・視覚障がい者の方が意思疎通できる社会を目指してほしい。

加西市が実施している「手話奉仕員養成講座入門(基礎課程)」の講師が不足しているので、担当する講師を増やしていただきたい。

手話の講習会を主催している学校(小・中学校)の手話サークルからの要請に応えるため講師が少なくて派遣ができないこともあります。加西市の小・中学校で手話や指文字を教えたり、コミュニケーション方法を教えているという状況です。聴覚障がい者への理解が広がるきっかけにもなると思います。難聴の小学生、中学生は、授業でのやりとりのとき、口話を利用しています。手話、声かけをお願いします。

北条高校は普通科しかないので、福祉科として疎通支援 (手話、介護、支援)の学習コースを設けていただきたい。

加西市での催しとして「手話フェスティバル in 加西」というものを、手話歌や手話劇を手話サークルどんぐりに協力いただき、市民や市外の方に理解を求めるために開催していただきたい。その催しは、聴覚障がい者用の日常福祉機器の展示、体験を行い、入場無料、申し込み不要とする。ただし、飲食コーナーや手話の本の販売は有料とするというようなもの。

銀行や病院に行ったときに、手話のできる人が不在でも、タ ブレットでやり取りできれば、担当者と手話通訳がつながり、 手話に切り替えてスムーズに話せます。

市議会の考え方

様々な意思疎通支援を行うための条例については、この条例により施策を実施していく中で、条例において規定する必要が出てきた場合に、市へ要望または協議するなどして検討していくことにしたいと考えます。

なお、条例案第 9 条に、手話以外の 要約筆記などを活用した支援にも努め るように定めています。

条例案第6条に、推進すべき施策として、手話通訳者の確保及び養成等を定めており、この条例が制定されれば、市は設置に向けての取り組みを今後進めていくと考えています。

手話に対する理解と普及については、 条例案の中で何度も言及しているように この条例を実効あるものにするための 基本的な事項と考えています。また学校 教育での理解と普及啓発については、 大事なことと考え、第7条で定めています。

手話の理解や普及に関する施策の提言については、市が策定するであろう方針や計画を考える際に関係者の意見を聞く機会や場を設けるものと考えており、その際に意見を伝え、施策に反映していけると考えます。

条例案第6条に、推進すべき施策として、意思疎通を支援するための施策を 定めており、市はご意見のような取り組 みも今後検討していくと考えています。